

環境用語解説

(本文中の*印のある用語等について解説)

[あ行]

ISO14001 P227

1996年9月に国際標準化機構（ISO）によって制定された環境マネジメントに関する国際規格。この規格は、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムについて、必要な事項を定めている。

愛鳥週間 P72

昭和25年から毎年5月10日～16日の一週間は愛鳥週間（バードウィーク）とし、野鳥保護の精神を普及するため、全国各地で探鳥会など様々な行事を開催している。また、この週間の中央行事として、「全国野鳥保護のつどい」を各都道府県持ち回りにより開催している。

アオコ P51,164

富栄養化の進んだ湖沼などで、植物性プランクトン（主として藍藻類）の異常増殖により、水面が緑色あるいは青色に変色する現象をいう。春から夏にかけて発生することが多く、大量に発生すると腐敗して悪臭を発したり、魚介類への死をもたらすこともある。

青潮 P168

海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象で東京湾では春から秋にかけて発生することが多い。

赤潮によって大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する時に、酸素を消費して海底に酸欠状態の水塊ができ、陸から沖に向かって吹く風などの気象条件によって、酸素の少ない底層水が沿岸部の表層に沸き上がる時に発生する。底層水に溶け込んでいる硫黄分が水面近くで酸素に触れて粒子状となり青白く見えると言われている。青潮の発生により、沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が大量に酸欠死することがある。

赤潮 P51,164

海域の富栄養化により、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖し海面が変色する現象をいう。東京湾では茶褐色に変色することが多いが、プランクトンの種類により赤色や黄褐色や緑色などにも変色することがある。主として夏に発生する。

アスベスト(石綿) P103,120

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性がある。

この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきた。

しかし、アスベスト（石綿）は、目に見えないくらい細かい繊維のため、気づかぬうちに吸い込んでしまう可能性があり、肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

アダプトプログラム P66

アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子見立て、市民活動団体等が里親となって、環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

圧密 P185

まだ固まっていない堆積物が、上部の堆積物の荷重によって圧縮される現象を言い、堆積年代の新しい沖積層や盛り土部分で生じる圧密は、地盤沈下の一因となっている。

育成林 P29

植林等の人為的な方法により造成された森林

や自然に成立はしたが間伐等の人手を加えた森林など、人為を加えて造成された森林のこと。

一酸化炭素(CO) P120

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起したり、中枢神経をまひさせたりする。

上乘せ基準 P129,171

大気汚染防止法第4条第1項又は水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出(水)基準にかえて適用するもので、法律で定める排出(水)基準より厳しい基準をいう。

エコアクション21 P227

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」としてとりまとめて公表できるように工夫されている。千葉県では、一般財団法人千葉環境財団が地域事務局となっている。

エコセメント P80

普通セメントの原料に焼却灰やばいじんを混ぜ、1300℃以上で焼成してつくられる。高温のため焼却灰中に含まれるダイオキシン類は分解される。普通セメントと同じ用途に使用できる普通型エコセメントと廃棄物に含まれる塩素分を取り込み、早く固まる速硬型エコセメントの2種類がある。

エコタウン事業 P80

国と連携し、最新の廃棄物処理・リサイクル技術の開発・導入と、これらの新技術を有する環境産業の集積・育成を進め、地域振興を図る事業。

エコフィード P112

エコロジー(環境)とエコノミー(節約)、フィード(飼料)を組み合わせた造語で、パンく

ずや売れ残りの弁当、野菜の皮などの食品残渣を原料として製造された家畜用のリサイクル飼料。

SDS制度 P201

事業者が化管法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を化学物質等安全データシート(SDS)で提供する制度。国内では平成23年度までは一般的に「MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全データシート)」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一した。

Lden(時間帯補正等価騒音レベル) P150

Day-evening-night levelの略。

騒音を時間帯(昼・夕方・夜)ごとに補正して、騒音のエネルギーを評価する指標であり、単位はデシベルである。

国際的に航空機騒音評価指標の主流となっており、25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられている。

オゾン層 P33

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれる。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

汚濁負荷量 P170

水域に排出される汚濁物質の量を言い、主としてBOD、COD、窒素、りん、SSの1日当たりのt数で表される。これは、家庭や工場など汚濁源から排出される排水量とその汚濁物質の濃度の積によって計算される。水域の状況などによっては濃度規制だけでは不十分な水域については、汚濁負荷量を削減するための総量規制が導入されている。

温室効果ガス P21

赤外線(熱線)を吸収する作用を持つ気体の総称。温室効果ガスがなければ-18℃にもなる地球は、これらが大気中に存在することで地表

の気温が平均 15℃程度に保たれている。この温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化である。

京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)の6種類が削減の対象となっている。

[か行]

海域公園地区 P43

国立公園又は国定公園の区域内の海域のうち、景観や生物多様性を保全するために指定された地区。

21年の自然公園法改正により、従来の「海中公園地区」としての優れた海中景観だけでなく、干潟や岩礁も含まれるなど指定対象が広がった。

外来種 P38,69

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物種をいう。

家電リサイクル法 P33

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付ける。

カーボンニュートラル P111

バイオマスを燃焼しても二酸化炭素(CO₂)は発生するが、それは植物が成長過程で光合成により吸収したCO₂を排出しているものであり、ライフサイクル全体で見ると大気中のCO₂を増加させず、収支はゼロであるという考え方。「京都議定書」では、バイオマスの燃焼によって排出されたCO₂を温室効果ガス排出量として計上しないこととしている。

環境影響評価 P40,246

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施に

よる環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度。

環境基準 P51,120,164

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を言う。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

ただし、底質のダイオキシン類に係る環境基準については、速やかに対応をとるべき基準であるとの解釈が国から示されている。

環境対話集会 P206

事業所における化学物質の管理状況・排出状況等や防災活動について、地域住民からの信頼と相互理解を深めるために地域住民等を対象として開催する説明会・意見交換会をいい、「リスクコミュニケーション」の一つの形式。

環境リスク P201

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に悪影響を生じさせるおそれ(可能性)を言う。

企業の社会的責任(CSR) P227

企業は社会的な存在として、自社の利益や経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令遵守、環境保全、人権擁護、消費者保護、地域貢献などの分野についても責任を有するとする考え方。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC) P20

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

揮発性有機化合物(VOC) P126

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがある。

主なもので約 200 種類あり、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつである。

急上昇方式 P156

騒音の軽減を図るため採用されている航空機の運航方式で、その概要は次のとおりである。

区 分	運航方式の概要
急上昇方式	離陸後、高度 1000m 前後まで急上昇させることにより、騒音軽減を図る方式

九都県市 P83

九都県市首脳会議。埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長で構成する組織で、下部組織である環境問題対策委員会、廃棄物問題検討委員会において、首都圏の自治体が共同・協調して、広域的な対応が求められる環境問題や廃棄物処理に関する方策等について検討し、必要な取組を実施している。

京都議定書 P21

平成 9 年 12 月に 161 か国の参加の下、京都市で、気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3）が開催された。この会議で、2000 年以降の地球温暖化対策の国際的な取組について議論され、1990 年を基準年とし、2008 年から 2012 年の目標期間の締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択された。我が国については 6%の削減目標が定められている。

K値規制方式 P130

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント(Ox) P120

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして

発生する二次汚染物質で、オゾン、P A N（Peroxyacetyl-nitrate）等の強酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

降下ばいじん P120

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、又は雨滴に含まれて地上に落下するばいじん、粉じん等を言う。

公共用水域 P51,164

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等を言う。

交通流の円滑化 P120

道路交通公害に関する対策のひとつ。

交通の流れの集中を抑制し、交通渋滞を解消し、自動車の走行を円滑にすることにより、騒音や排気ガスによる大気汚染を軽減しようとする対策。

こどもエコクラブ P223

子どもたちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行う団体で、環境省が平成 7 年度から「こどもエコクラブ事業」として支援している。2 人以上の仲間（幼児から高校生）と活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）から構成される。クラブでは、「エコロジカルあくしょん」及び「エコロジカルとれーにんぐ」とよばれる環境に関する活動を行う。

【さ行】

最終処分場 P77

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型がある。